

記入例		令和7年度 準要保護児童生徒認定申込書(入学前)				●注意 鉛筆書きのまま提出や消せるボールペンの使用はできません。(書き直していただくことになります。)	
(保護者) 申込者	氏名	生年月日		住			
		年 月 日		電話番号			
入学予定者	氏名	生年月日		在籍(予定)学校名		学 年 (R7.4.1現在)	特別支援学級の在籍(予定)
		年 月 日				第 学年	有 無
	同時に小学校と中学校に入学する場合は、申込書を別々に作成してください。					学年	有・無
注1. 兄弟姉妹が小学校と中学校に入学する場合は、別々に記入してください。 注2. 学年は令和7年4月1日現在で記入してください。							
世帯の状況	(1)令和5年度又は令和6年度に受けた措置 ア 市民税の非課税又は減免 イ 事業税の減免 ウ 固定資産税の減免 エ 国民年金保険料の免除 *注意:イ・エ				(該当する項目を○で囲んでください。) オ 国民健康保険料の減免・徴収の猶予 カ 児童扶養手当の受給 キ 生活福祉資金貸付制度による ク その他()		
	(2)援助を必要とする理由				理由を必ず記入してください。		
家族構成(入学予定者を含む)	生計を同一にしている家族全員について、世帯の状況等を書いてください。(入学予定者本人も含みます。) 記入がない場合でも、住民票上の世帯が同一であれば、原則として同一生計として審査します。 単身赴任などにより、住民票上の世帯を別としているが、その世帯の生計を維持している方も同一生計として審査対象となりますので、御記入ください。学年・学校は、令和7年4月1日時点で御記入ください。(学校が未定の場合は予定を記入)						
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		(円)
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		(円)
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		(円)
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		(円)
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		(円)
振込口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協		支店	預金種別	普通 当座	
	口座番号	フリガナ 口座 名義人					
※ 申込者と振込口座の名義人が異なる場合は、必ず御記入ください。							
委任状 私は、 (宛先) 亀岡市会計管理課 を代理人と定めて、 口座名義人の氏名 申込者(保護者)の氏名 に関する権限を委任します。 年 月 日 申込者(保護者) 氏名							
上記のとおり、令和7年度準要保護児童生徒に認定されるよう申し込みます。 なお、学校に支払うべき費用に未納がある場合、当該援助費を学校に対する納付金に充当することについて承諾します。 (宛先) 亀岡市教育委員会教育長 申込者(保護者) 住所 亀岡市 氏名 日付は1月の提出日を記入 年 月 日							

*裏面の[同意書及び委任状]も必ず記入してください(記入のない場合は審査できません。)

同 意 書 及 び 委 任 状

令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定に係る次の全事項に関して、必要な場合、
亀岡市教育委員会教育長が確認することに同意します。

また、令和7年度要保護及び準要保護児童生徒援助費の請求に関する権限を在籍学校長に
委任します。

確認に同意する事項

- ア 生活保護法に基づく保護の状況(認定後の受給状況を含む。)
- イ 民生委員法に基づく、民生委員による家庭状況の調査
- ウ 地方税法第295条に基づく令和6年度市民税の課税状況の確認。ただし、令和7年6月以降の
認定申込にあたっては令和7年度市民税の課税状況の確認。
- エ 地方税法第323条に基づく令和6年度市民税の減免の有無の確認。ただし、令和7年6月以降
の認定申込にあたっては令和7年度市民税の減免の有無の確認。
- オ 地方税法第367条に基づく令和6年度固定資産税の減免の有無の確認。ただし、令和7年6月
以降の認定申込にあたっては令和7年度固定資産税の減免の有無の確認。
- カ 国民健康保険法第77条に基づく令和6年度保険料の減免及び徴収猶予の有無の確認。た
だし、令和7年6月以降の認定申込にあたっては令和7年度の保険料の減免及び徴収猶予の
有無の確認。
- キ 児童扶養手当法第4条に基づく令和6年度児童扶養手当の支給の有無の確認。ただし、
令和7年10月以降の認定申込にあたっては令和7年度の支給の有無の確認。
- ク 児童生徒の属する世帯(認定申込書[家族構成欄]に記入した家族)全員に係る令和5年分
所得額等の確認。ただし、令和7年6月以降の認定申込にあたっては令和6年分所得額等の
確認。

表面と同じ日付を御記入ください。

年 月 日

申込者(保護者) 住 所

日付は1月の
提出日を記入

氏 名

誓約書欄も御記入ください。

誓約書

亀岡市就学援助規則第9条に規定する認定の取消しを受けた場合は、新入学児童生徒学用品費
等既に支給された就学援助費を返還します。

申込者(保護者) 氏 名

<必要書類>

①振込先口座の通帳の写し(金融機関、店番、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの)

②課税証明書等(以下の場合に必要となります。)

家族構成欄に令和6年1月1日時点で亀岡市以外に住んでいた家族が含まれる場合、その家族の分

※課税証明書は、以前にお住ま

■■重要■■

※振込口座の写しを必ず添付してください。※

同時に小学校と中学校に入学する場合は、それぞれの申込書に写しが必要です。

※課税証明書は、該当する場合、添付してください。

(注意)

- 1 入学前支給の認定者について
- 2 就学援助費は、医療費を除き、
- 3 学校に支払うべき費用に未納が